

2021年9月17日時点
京都市産業観光局

新型コロナウイルスに関する事業者向けの主な支援制度 ＜京都市版＞

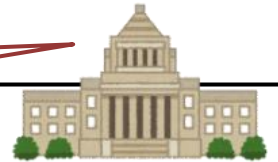
個人向け制度については、こちら→ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000270348.html>

今回の更新内容

- P5 京都府緊急事態措置協力金【9/13～9/30 実施分】（飲食店等）の
早期支給の申請期間を追加
- P13 雇用調整助成金の助成内容を追加
- P16 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の助成内容を追加

詳しくは
P9, 10

支援金・補助金について



7月12日から対象要件等
が変更されました。

京都市中小企業等
再起支援補助金
※受付期間も
延長しています

中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（時短要請協力金対象事業者除く）で売上が30%以上減少している方を対象に、感染防止対策や事業継続のための取組等の経費の一部を補助
【補助率】3/4以内【上限額】法人・団体：15万円、個人事業者：10万円
【URL】<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000282498.html>
【相談先】補助金事務局 TEL：0570-003-756（平日9:00～17:00）
※一時支援金を受給されている方も申請いただけます。

月次支援金

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により同月比の売上が、2019年又は2020年比で50%以上減少した中小法人・個人事業者に対する支援
【支給額】中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月
【相談先】コールセンター TEL：0120-211-240



営業時間短縮要請について知りたい

詳しくは
P2, 5～8

まん延防止等重点措置協力金

京都府緊急事態措置協力金

営業時間短縮要請協力店舗への協力金の支給について
【相談先】協力金コールセンター TEL：075-365-7780

詳しくは
P1

経営のことで相談したい



金融・税務・労務などの
経営に関する相談

【相談先】 京都商工会議所 TEL : 075-341-9790
各商工会等（所在地により連絡先が異なります）

中小企業組合等の運営に関する相談

【相談先】 京都府中小企業団体中央会 TEL : 075-708-3701



支援策について知りたい・相談したい

詳しくは
P2

市

新型コロナウイルス
感染症対策事業者支援ナビ

キーワードから詳細な情報を絞り込んで検索することが可能な事業者
向けの支援策を簡単に検索できる Web サイト

【URL】 <https://kyoto-city.wincovid19.jp/>

資金繰りが不安…



詳しくは
P3~

<融資制度（返済必要）>

市・
府連携

伴走支援型経営改善おうえん資金

【要件】 経営行動に係る計画の策定、売上高▲15%等
【融資額】 最大4,000万円（期間：10年以内、据置5年以内）
【相談先】 銀行・信金等の金融機関

（その他）新型コロナウイルス対応緊急資金、災害対策緊急資金、あんしん借換資金、
中小企業下支え資金（感染症対応型） ※いずれも利子・保証料の負担有り

国

新型コロナウイルス感染症特別貸付
（利子補給により実質無利子）

【要件】 売上高▲5% 【融資額】 事業内容により異なる
【相談先】 日本政策金融公庫京都支店

（その他）新型コロナウイルス対策マル経、商工中金による危機対応融資 等
※利子補給により実質無利子

詳しくは
P11~

現状を打開するために何とかしたい！



<補助制度・助成制度（経費の一部を支援します）>

国

ものづくり・商業・
サービス補助金

新製品開発、生産プロセス改善等に要する経費の一部を補助
【補助率】 1/2 又は 2/3（企業規模等により異なる）、上限1,000万円

事業再構築補助金

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの
取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援

（その他）持続化補助金（販路開拓や業務効率化に要する経費の一部を補助）、IT導入補助金



従業員の給料をどうしよう…

詳しくは
P13~

国

雇用調整助成金

一時的な休業等による雇用維持に対し、休業手当や賃金の一部を助成
【助成率】大企業 2/3, 中小企業 4/5 (10/10 助成の特例あり)
【相談先】京都労働局助成金センター TEL : 075-241-3269

両立支援等助成金

職業生活と家庭生活が両立出来る“職場環境づくり”のための支援
【相談先】京都労働局 雇用環境・均等室 TEL : 075-275-8087

詳しくは
P2, 15

お客様に安心して来てほしい!



市

アドバイザーチームによる 事業者の感染症対策等 サポートナビ

市民や観光客の方が利用する市内店舗・事業所等を対象に、感染症対策等に関する情報発信を行う web サイト
【URL】 <https://www.newstyle-kyoto.com/>

市・
府等
連携

ガイドライン推進宣言 事業所ステッカー

新型コロナの感染拡大予防に向け、ガイドラインを遵守し衛生対策等に取り組む事業者を「見える化」するために、ステッカーを交付
【問い合わせ先】京都府産業労働総務課 TEL : 075-414-5493



Go To 事業に参画したい!

国

Go To トラベル

旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンの取扱店舗登録について
【URL】 <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>
【問い合わせ先】Go To トラベル事務局 TEL : 0570-017-345 (10:00~19:00)

Go To Eat

京都府内の飲食店で使えるプレミアム付食事券の加盟店登録について
【URL】 <https://premium-gift.jp/kyoto-eat/>
【問い合わせ先】京都 Go To Eat 事務局
TEL : 075-276-4051 (平日 9:30~17:30)
オンライン飲食予約の加盟店登録について
【URL】 <https://gotoeat.maff.go.jp/>
【問い合わせ先】Go To Eat キャンペーンコールセンター
TEL : 0570-029-200 (10:00~17:00)

1 経営相談

👉 新型コロナの影響による経営悪化など、経営課題を相談したい方へ

名称	相談内容	連絡先等
商工会議所・商工会	金融や税務、労務などの経営に関する相談	京都商工会議所（京都市全域） ビジネスサポートデスク（上京・中京・下京・東山・山科） TEL：341-9790 洛北ビジネスサポートデスク（北・左京）TEL：701-0349 洛西ビジネスサポートデスク（右京・西京）TEL：314-8771 洛南ビジネスサポートデスク（南・伏見）TEL：611-7085 京北商工会（旧京北町）TEL：852-0348 ※商工会議所については、経営支援員が相談対応
京都中小企業団体中央会	中小企業組合等の運営に関する相談	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター3階（TEL：075-708-3701） ※北部事務所…舞鶴市喜多 1105 番地の 1 舞鶴 21 ビル 5 階 503（TEL：0773-76-0759）

（参考）京都府内の商工会議所・商工会

地域	市区町村名	名称	電話番号	
京都	京都市	京都商工会議所		
	上京・中京・下京・東山・山科	ビジネスサポートデスク	075-341-9790	
	北・左京	洛北ビジネスサポートデスク	075-701-0349	
	右京・西京	洛西ビジネスサポートデスク	075-314-8771	
	南・伏見	洛南ビジネスサポートデスク	075-611-7085	
	旧京北町	京北商工会	075-852-0348	
乙訓	向日市	向日市商工会	075-921-2732	
	長岡京市	長岡京市商工会	075-951-8029	
	大山崎町	大山崎町商工会	075-956-4600	
山城	宇治市	宇治商工会議所	0774-23-3101	
	城陽市	城陽商工会議所	0774-52-6866	
	八幡市	八幡市商工会	075-981-0234	
	京田辺市	京田辺市商工会	0774-62-0093	
	久世郡久御山町	久御山町商工会	075-631-6518	
	綴喜郡井手町	井手町商工会	0774-82-4073	
	綴喜郡宇治田原町	宇治田原町商工会	0774-88-4180	
	木津川市	木津川市商工会	0774-72-3801	
	相楽郡笠置町	笠置町商工会	0743-95-2159	
	相楽郡和束町	和束町商工会	0774-78-3321	
	相楽郡精華町	精華町商工会	0774-94-5525	
	相楽郡南山城村	南山城村商工会	0743-93-0100	
	南丹	亀岡市	亀岡商工会議所	0771-22-0053
		南丹市	南丹市商工会	0771-42-5380
京丹波町		京丹波町商工会	0771-82-0575	
中丹	福知山市	福知山商工会議所	0773-22-2108	
	舞鶴市	舞鶴商工会議所	0773-62-4600	
	綾部市	綾部商工会議所	0773-42-0701	
	福知山市	福知山市商工会	0773-56-5151	
丹後	宮津市	宮津商工会議所	0772-22-5131	
	京丹後市	京丹後市商工会	0772-62-0342	
	与謝郡与謝野町	与謝野町商工会	0772-43-1020	
	与謝郡伊根町	伊根町商工会	0772-32-0302	

2 各種案内窓口

☞ 事業者向けの公的機関の新型コロナ対策支援について知りたい方へ

市の窓口等

名 称	相談内容	連絡先等
新型コロナウイルス感染症対策事業者支援ナビ	事業者向けの支援策について、簡単かつキーワードで詳細な情報を絞り込んで検索することができる web サイト	https://kyoto-city.wincovid19.jp/
アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ	不特定多数の市民や観光客の方が利用する市内店舗・事業所等を対象に、感染症対策等に関する情報発信を行う web サイト (主なコンテンツ) ・感染症対策等に係るオンライン研修の配信 等	https://www.newstyle-kyoto.com/

府の窓口等

名 称	相談内容	連絡先等
協力金コールセンター (※営業時間短縮要請協力店舗対象)	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請相談に対応する専用窓口	TEL : 075-365-7780 (日、祝除く9:30~17:30)
大規模施設等協力金コールセンター	京都府緊急事態措置協力金「特定大規模施設等への協力金」の申請相談に対応する専用窓口	TEL : 075-252-1330 (日、祝除く9:30~17:30)
京都府酒類販売事業者支援金コールセンター	「京都府酒類販売事業者支援金」の申請相談に対応する専用窓口	TEL : 075-253-6046 (平日9:00~17:00)
京都府テレワーク推進センター	テレワークの導入・定着に課題を抱える中小企業を支援するため、専門家による相談対応やテレワークの体験を実施。働き方改革やテレワーク推進に関するセミナーも開催。	TEL : 075-746-5252 (平日 9:00~17:00)
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく外出の自粛、イベント開催の自粛、施設の使用制限の要請等に対する府民や事業者の皆様のご質問にお答えする相談窓口	TEL : 075-414-5907 (平日 9:00~17:00)
京都府文化芸術関係者支援相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術関係者をサポートする専用窓口	TEL : 075-414-5549 (平日9:00~17:00) 以下のページの専用フォームからも相談が可能 https://www.kyoto-artsconsortium.jp/inquiry/
「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター	CO2センサーによる継続的な測定・データ提供に協力いただける飲食店、商店街・ショッピングモール等を対象とした補助金等の申請相談に対応する専用窓口	TEL : 075-256-8143 (日、祝除く9:00~17:00) メール : kyotoanzen@bsec.jp

3 融資

☞ 新型コロナの影響により資金繰りに困っている方へ（要返済）

市の制度

名称		要件等	利率 (固定)	融資限度額(=枠限度額) 【保証枠】	融資期間 (据置期間)	備考
①	新型コロナ ウイルス 対応緊急 資金	普通保証	1.2%	有担保 2 億円 無担保 8 千万円 【1】一般保証枠	10 年以内 (2 年以内)	
		セーフティネット 5号保証 ※1				
②	災害対策 緊急資金	セーフティネット 4号保証	0.9%		10 年以内 (2 年以内)	
③	あんしん 借換資金	危機関連枠	(新規) 1.1% (借換) 1.7%	有担保 2 億円 無担保 8 千万円 【3】危機関連保証枠 (1、2とは別枠)	10 年以内 (2 年以内)	
④	伴走支援型 経営改善 おうえん 資金	セーフティネット 4号保証	1.1%	4,000 万円 【2、3】いずれかの枠 を使用】	10 年以内 (5 年以内)	
		セーフティネット 5号保証				・経営行動に 係る計画策定
		危機関連枠				・売上高▲15%
⑤	中小企業 下支え資金 (感染症 対応型)	事業再生 計画実施 関連保証	金融機関 所定金利	有担保 2 億円 無担保 8 千万円	10 年以内 (5 年以内) ※特に必要と 認められた 場合は 15 年 以内	

【セーフティネット保証 4号認定】 次の(1)、(2)の要件を全て満たす方

- (1) 指定地域内において、1年以上継続して事業を実施
- (2) 災害発生に起因し、当該災害の影響を受けた後、(原則)直近1箇月の売上高等が対前年同月比▲20%以上、かつその後2箇月を含む3箇月間の売上高等が前年同期比▲20%以上の見込み

【セーフティネット保証 5号認定】 次の(1)、(2)の要件のいずれかを満たす方

- (1) 指定業種に属する事業を行っており、直近3箇月間の売上高等が前年同期比▲5%以上の中小企業者
(ただし、時限的な運用緩和として、直近1箇月の売上高等が対前年同月比▲5%以上、かつその後2箇月を含む3箇月間の売上高等が前年同期比▲5%以上の見込みでも可)
 - (2) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
- ※ ④を利用する場合、(1)のみが対象で、売上高等が▲15%以上となる必要あり ((2)は対象外)

【危機関連保証認定】

(原則)直近1箇月間の売上高等が前年同月比で▲15%以上、かつその後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期比で▲15%以上の見込み

※ 創業間もない方や、前年以降の店舗増設や業容拡大等により前年度との売上比較が困難な方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるよう、経済産業省において、認定基準の運用の緩和が図られています。
<経産省 HP> <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

【相談先（取扱金融機関）】

①～④：以下の12金融機関

金融機関名	専用ダイヤル	金融機関名	専用ダイヤル
京都銀行*	0120-075-202(平日/休日)	南都銀行*	0120-710-545(休日)
滋賀銀行*	本店・各支店へお問い合わせください	関西みらい銀行	0120-70-5125(休日)
福邦銀行	本店・各支店へお問い合わせください	京都信用金庫*	0120-751-143(平日)
京都中央信用金庫*	0120-101-088(平日/土曜)	京都北都信用金庫*	0120-4910-86(平日)
近畿産業信用組合	本店・各支店へお問い合わせください	京滋信用組合	本店・各支店へお問い合わせください
商工組合中央金庫*	0120-542-711(平日/休日)	三菱UFJ銀行	各支店へお問い合わせください (京都市内の各支店のみ)

⑤：上表のうち、*付きの7金融機関

国の制度

名称	要件等	利子	融資限度額	融資期間	備考
① 新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上高 ▲5%	中小事業 1.11% (当初3年 0.21%) 国民事業 1.26% (当初3年 0.36%)	中小事業 6億円 国民事業 8千万円	設備 20年以内 運転 15年以内 (据置 5年以内)	追加要件を 満たせば実 質無利子・無 担保の対象
② 新型コロナウイルス対策マル経	売上高 ▲5%	1.21% (当初3年 0.31%)	1千万円(通常分 とは別枠)	設備 10年以内 運転 7年以内	
③ 商工中金による 危機対応融資	売上高 ▲5%	1.11% (当初3年 0.21%)	3億円	設備 20年以内 運転 15年以内 (据置 5年以内)	
④ 衛生環境激変 対策特別貸付	売上高 ▲10%	1.91%	1千万円(通常分 とは別枠)	運転 7年以内	
⑥ 農林漁業セーフ ティネット資金	主業農 業者等	0.16%~0.30%	1,200万円(年間 経費等の12/12 の特例あり)	10年以内(据置 3年以内)	実質無利子 となる金利 負担軽減措 置あり

【相談先】

- ①、④ 日本政策金融公庫 京都支店(国民生活事業 TEL:075-211-3231、中小企業事業 TEL:075-221-7825)
西陣支店(国民生活事業 TEL:075-462-5121)
- ② 商工会議所・商工会(1ページ参照)
- ③ 商工組合中央金庫 京都支店(TEL:075-361-1120)
- ⑤ 日本政策金融公庫 京都支店(農林水産事業 TEL:075-221-2147)

4 給付金

👉 新型コロナの影響により資金繰りに困っている方へ（返済不要）

府の制度（飲食店等への協力金）※網掛け部分は受付終了分

名 称	制度概要	給付額
① 京都府緊急事態措置協力金 【9/13～9/30 実施分】	施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。 ＜早期支給＞ 申請受付：9月17日（金）～9月28日（火） ※詳細は下記 HP をご確認ください。 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin17-1.html ※本申請は、要請期間終了後にご案内します。	1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可
② 京都府緊急事態措置協力金 【8/20～9/12 実施分】	施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。 ＜本申請＞ 売上高方式：9月15日（水）～11月1日（月） 売上高減少額方式：10月1日（金）～11月1日（月） ※詳細は下記 HP をご確認ください。 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin16.html	1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可
③ まん延防止等重点措置協力金 【8/2～8/19 実施分】	営業時間短縮の要請（午前5時～午後8時）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。 ＜申請受付＞9月3日（金）～10月4日（月） ※詳細は下記 HP をご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin15-1.html	1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数×（定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【7/12～8/1 実施分】 【受付終了】	営業時間短縮の要請（午前5時～午後9時）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。	1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数×（定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可
まん延防止等重点措置協力金 【6/21～7/11 実施分】 【受付終了】	営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者の皆様に対して協力金を支給。	1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数×（定休日等の店休日を除く） ①飲食店等 ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可

【相談先】協力金コールセンターTEL:075-365-7780（日・祝除く 9:30～17:30）

<p>京都府緊急事態措置協力金 【6/1～6/20実施分】 【受付終了】</p>	<p>施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数×（定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可</p>
<p>京都府緊急事態措置協力金 【5/12～5/31実施分】 【受付終了】</p>	<p>施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可</p>
<p>京都府緊急事態措置協力金 【4/25～5/11実施分】 【受付終了】</p>	<p>施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可</p>
<p>まん延防止等重点措置協力金 【4/12～4/24実施分】 【受付終了】</p>	<p>営業時間の短縮（午前5時から午後8時まで。酒類の提供は午前11時から午後7時まで）の要請にご協力いただいた企業・団体及び個人事業主に対して協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ●売上高方式（中小企業） 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式（大企業等※） 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可</p>
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【4/5～4/11実施分】 【受付終了】</p>	<p>営業時間の短縮（午前5時から午後9時まで。酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）の要請にご協力いただいた企業・団体及び個人事業主に対して協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき、 時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日を除く）</p>
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【3/15～3/21実施分】 【受付終了】</p>	<p>営業時間の短縮（午前5時から午後9時まで。酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）の要請にご協力いただいた企業・団体及び個人事業主に対して協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき、 時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日を除く）</p>

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【3/1～3/14実施分】 【受付終了】	営業時間の短縮（午前5時から午後9時まで。酒類の提供は午前11時から午後8時まで）の要請にご協力いただいた企業・団体及び個人事業主に対して協力金を支給。	1施設（店舗）につき、 時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日を除く）
京都府緊急事態措置協力金 【当初分、延長分】 【受付終了】	営業時間の短縮（午前5時から午後8時まで。酒類の提供は午前11時から午後7時まで）の要請にご協力いただいた企業・団体及び個人事業主に対して協力金を支給。 【当初分：1/14～2/7、延長分：2/8～2/28】	1施設（店舗）につき、 時短要請に応じた日数×6万円 （定休日等の店休日を除く）
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【第1期、第2期】 【受付終了】	営業時間の短縮（午前5時から午後9時まで）の要請にご協力いただいた中小企業・団体及び個人事業主に対して協力金を支給。 【第1期：12/21～1/11、第2期：1/12、1/13】	1施設（店舗）につき、 時短要請に応じた日数×4万円 （定休日や年末年始の店休日を除く）

府の制度（大規模店舗等への協力金）※網掛け部分は受付終了分

名称	制度概要	給付額
①京都府緊急事態措置協力金 【9/13～9/30実施分】	営業時間短縮等の要請（「時短要請」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。 ※詳細は下記HPをご確認ください。 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo4.html ※要請期間終了後、受付を開始します。	1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ア：特定大規模施設 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額 イ：テナント事業者等 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額
②京都府緊急事態措置協力金 【8/20～9/12実施分】	営業時間短縮の要請（「時短要請」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。 <申請受付> 特定大規模施設：9月22日（水）～10月13日（水） テナント事業者等：9月22日（水）～10月27日（水） ※詳細は下記HPをご確認ください。 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo3.html	1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ア：特定大規模施設 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額 イ：テナント事業者等 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額
③まん延防止等重点措置協力金 【8/2～8/19実施分】	営業時間短縮の要請（「時短要請」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。 <申請受付> 特定大規模施設：9月22日（水）～10月13日（水） テナント事業者等：9月22日（水）～10月27日（水） ※詳細は下記HPをご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo3.html	1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ア：特定大規模施設 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額 イ：テナント事業者等 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額

【相談先】大規模施設等協力金コールセンターTEL:075-252-1330（日・祝除く9:30～17:30）

<p>まん延防止等重点措置協力金 【6/21～7/11 実施分】 【受付終了】</p>	<p>営業時間短縮の要請（「時短要請」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき時短要請に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ア：特定大規模施設自己利用部分面積 1,000㎡毎に20万円/日・施設を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額 イ：テナント事業者等 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額</p>
<p>京都府緊急事態措置協力金 【6/1～6/20 実施分】 【受付終了】</p>	<p>施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ア：休業要請に応じた場合 ●特定大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗 イ：時短要請に応じた場合 アの支給額を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額</p>
<p>京都府緊急事態措置協力金 【5/12～5/31 実施分】 【受付終了】</p>	<p>施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ア：休業要請に応じた場合 ●大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗 イ：時短要請に応じた場合 アの支給額を基に、短縮した営業時間の割合に応じた額</p>
<p>京都府緊急事態措置協力金 【4/25～5/11 実施分】 【受付終了】</p>	<p>施設の休止及び営業時間短縮の要請（「休業要請等」）にご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給。</p>	<p>1施設（店舗）につき休業要請等に応じた日数× （定休日等の店休日を除く） ●大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設 ●テナント・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗</p>

府の制度

名 称	制度概要	給付額
京都府酒類販売事業者支援金	<p>緊急事態措置又はまん延防止等重点措置による、休業又は酒類の提供停止等を伴う営業時間短縮要請の影響を受けている京都府内の酒類販売事業者等（酒類製造業者を含む。）に対して、国の月次支援金に上乗せして「京都府酒類販売事業者支援金」を支給。</p> <p>※支給対象月：令和3年4月、5月、6月分 申請期間：7月16日（金）～9月30日（木）</p> <p>※支給対象月：令和3年7月分 申請期間：8月6日（金）～11月1日（月）</p> <p>※支給対象月：令和3年8月分 申請期間：9月6日（月）～12月1日（水）</p> <p>※支給対象月：令和3年9月分 申請期間：10月上旬 ※別途お知らせします。</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/sake.html</p> <p>【相談先】 京都府酒類販売事業者支援金コールセンター TEL：075-253-6046（平日のみ9：00～17：00）</p>	<p>次の金額を上限に、売上減少額から、国の月次支援金の給付額を控除してなお生じる不足分に対して支給。</p> <p>●売上が50%以上減少している場合 中小法人等：上限20万円／月 個人事業者等：上限10万円／月</p> <p>●売上が70%以上減少している場合 中小法人等：上限40万円／月 個人事業者等：上限20万円／月</p> <p>●売上が90%以上減少している場合 （令和3年7月、8月、9月分のみ） 中小法人等：上限60万円／月 個人事業者等：上限30万円／月</p>

国の制度

名 称	制度概要	給付額
月次支援金	<p>2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により同月の売上が、2019年又は2020年比で50%以上減少した中小事業者等を対象に支援金を支給</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。 https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin</p> <p>【相談先】 月次支援金事務局 相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話等：03-6629-0479（通話料がかかります） （8：30～19：00 土日、祝日含む全日対応）</p>	<p>中小法人等：上限20万円／月 個人事業者等：上限10万円／月</p>

経済産業省 HP（新型コロナウイルス感染症関連）<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

5 補助金

☞ 事業継続や会議等について補助を受けたい方へ

市の制度

名 称	補助対象	補助内容
京都市中小企業等再起支援補助金	<p>ア：中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者で、時短要請協力金の対象とならない者のうち、売上高が30%以上減少しているもの。</p> <p>イ：商店会、業界団体等のうち、次のいずれかを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事業所を市内に設けていること。 ・構成員の半数以上が市内に事業所等を設けていること。 <p>※一時支援金を受給されている方も申請いただけます。</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。</p> <p>https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000282498.html</p> <p>【申請期間】※申請期間が延長されました。</p> <p>令和3年4月12日～令和3年10月29日</p> <p>【相談先】補助金事務局 TEL：0570-003-756 (平日 9:00～17:00)</p>	<p>補助対象経費：感染防止対策や事業を継続させるために、新たに実施する取り組みに係る経費。</p> <p>(例)・新たに購入・調達する物品、役務等の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに雇用した方の人件費及び新たに契約した物件の賃借料 <p>※「2/3以上は府内で購入等をされた経費である必要有」</p> <p>補助率：3/4</p> <p>補助上限額：法人・団体 15万円 個人事業者 10万円</p> <p>事業対象期間：令和3年3月1日～10月15日</p>

府の制度

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/shienseido.html> 緊急支援以外の制度についても掲載あり

名 称	補助対象	補助内容
①危機克服緊急連携支援補助金<2次募集>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大の影響の長期化によって、売上減少など事業継続の危機に瀕する企業等が、深刻な局面を打開するために連携して行う新たな事業を支援。</p> <p>【募集期間】令和3年8月23日(月)～9月30日(木)</p> <p>※詳細は、京都産業21HPでご確認ください。</p> <p>https://www.ki21.jp/kobo/r3/corona_hojyokin/20210823/</p> <p>【相談先】</p> <p>公益財団法人京都産業21 危機克服緊急連携支援補助金センター TEL：075-315-1039</p>	<p>補助額：20万円×事業者数</p> <p>※規模に応じた加算</p> <p>10万円(2-4者)</p> <p>50万円(5-9者)</p> <p>100万円(10者以上)</p> <p>※1グループ最大500万円</p> <p>補助率：2/3以内</p> <p>※対象は、2以上の企業等グループ又は組合</p>
②飲食事業者宅配緊急支援補助金	<p>コロナ禍により外出や遠出が制限される中で、消費者が外食を楽しむ機会が減少しています。飲食事業者が、本補助金を活用し、消費者の宅配に伴う負担を軽減することで、家庭で飲食店のお料理を楽しむ機会を増やし、飲食店の売上確保にも繋がる取組を支援。</p> <p>【募集期間】令和3年8月18日(水)～9月17日(金)</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。</p> <p>https://www.ki21.jp/kobo/r3/corona_hojyokin/20210818/</p> <p>【相談先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)京都産業21 宅配緊急支援補助金センター TEL:075-315-1041(平日9:00～17:00) ・京都府商工労働観光部 中小企業総合支援課 TEL:075-414-4826(平日9:00～17:00) 	<p>上限：中小企業者 10万円 小規模事業者 5万円</p> <p>補助率：10/10以内</p>

名 称	補助対象	補助内容
③多様な働き方推進事業費補助金（テレワークコース）	<p>「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行った中小企業者等の従業員のテレワーク実施に要する経費を支援</p> <p>【募集期間】令和3年12月28日（火）まで（予算上限到達で募集締切日を待たずに申請を締め切る可能性があります。）</p> <p>※詳細は下記HPをご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/rosei/teleworkhojo.html</p> <p>【相談先】京都府テレワーク推進センター TEL：075-746-5252（平日9:00～17:00） 《子育てにやさしい職場づくりコースもあります》 http://www.pref.kyoto.jp/rosei/tayounahatarakikata.html</p>	<p>上限：50万円</p> <p>補助率：1/2以内（中小企業者等） 2/3以内（小規模企業者）</p>

国の制度

名 称	補助対象	補助内容
①ものづくり・商業・サービス補助金	<p>新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資、システム構築、設計・加工費等</p> <p>※詳細は下記HPをご確認ください。 https://portal.monodukuri-hojo.jp/</p> <p>【相談先】 ものづくり補助金事務局 サポートセンターTEL：050-8880-4053</p>	<p>補助率：1/2（低感染リスク型ビジネス枠・小規模企業 2/3）</p> <p>上限：1,000万円</p>
②小規模事業者持続化補助金	<p>販路開拓や業務効率化の取組に必要な機器装置費、広報費、専門家謝金、委託費等</p> <p>※詳細は下記HPをご確認ください。 https://www.jizokuka-post-corona.jp/</p> <p>【相談先】 ・京都府内の商工会議所・商工会（P1に電話番号記載） ・低感染リスク型ビジネス枠コールセンター TEL：03-6731-9325（土日祝日除く9：30～17：30）</p>	<p>補助率：一般型 2/3（上限：50万円） 低感染リスク型ビジネス枠 3/4（上限：100万円）</p>
③IT導入補助金	<p>業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など、生産性向上に繋がるITツールの導入等に要する費用の一部を補助</p> <p>※詳細は下記HPをご確認ください。 https://www.it-hojo.jp/</p> <p>【相談先】 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ・ナビダイヤル：0570-666-424 ・IP電話：042-303-9749</p>	<p>補助率：通常枠1/2、 低感染リスク型ビジネス枠 2/3</p> <p>上限：30～450万円</p>

名 称	補助対象	補助内容
④事業再構築補助金	<p>新分野展開や事業・業種転換等の取組、事業再編などの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援（必須要件あり）</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。 https://jigyousaikouchiku.go.jp/</p> <p>【相談先】事業再構築補助金事務局コールセンター ・ナビダイヤル:0570-012-088 ・IP 電話用：03-4216-4080（土日祝日除く 9:00～18:00）</p>	<p>中小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常枠 補助額:100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率：2/3(6,000万円超は1/2) ・卒業枠 補助額:6,000万円超～1億円 補助率：2/3 <p>中堅企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常枠 補助額:100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率：1/2(4,000万円超は1/3) ・グローバルV字回復枠 補助額:8,000万円超～1億円 補助率：1/2 <p>※その他類型：緊急事態宣言特別枠、最低賃金枠、大規模賃金引上枠</p>

●経済産業省 HP（新型コロナウイルス感染症関連）<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

6 雇用調整、学校休業に伴う助成金等

府の制度

名 称	制度概要	助成内容
【短期】雇用シェアリングモデル事業	元の企業に在籍のまま、兼業・副業・出向などの制度を活用し、一定期間、他の企業で働き、期間満了後は元の企業に戻る仕組み http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/worksharing.html	【短期】雇用シェアリング事務 局へ相談(TEL 075-606-1443)

国の制度

名 称	制度概要	助成内容
①雇用調整助成金 (特例措置)	新型コロナウイルスの影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等により雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成 ※詳細は下記 HP をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html 【相談先】 ・雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ・京都労働局 助成金センター TEL : 075-241-3269	助成率 : (括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合) 中小企業 4/5 (9/10) 大企業 2/3 (3/4) ※業況特例、地域特例 (5~11月) 中小企業・大企業 4/5 (10/10) 上限 : 13,500 円 ※業況特例、地域特例 (5~11月) 中小企業・大企業 15,000 円
②両立支援等助成金	職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援 ・育児休業等支援コース ・介護離職防止支援コース ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース (その他のコースあり) ※詳細は下記 HP をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 母性健康措置に係る助成金については下記 HP をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html 【相談先】 ・京都労働局 雇用環境・均等室 TEL : 075-275-8087	支援コースにより異なる

7 その他の事業者向け制度等

名 称	概要	参照
①府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル（雛形）	府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染者等が発生した際に、業務継続を図るための基本的なポイントをまとめた「事業所用マニュアル」	京都府ホームページからダウンロードしてください。 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/shienseido.html
②社員や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応に関するチラシ	府内企業等の社員や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応に係る企業等向けのチラシ	以下からダウンロードしてください。 PDF データ（京都府ホームページ内） http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/documents/kansentaious.pdf
③CLEAN VOICE KYOTO	WITH コロナ・POST コロナ時代に対応していくための中小企業等が開発した製品等を情報提供する助け合い掲示板	掲示板URL（京都府ホームページ内） http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/cleanvoicekyoto.html
④チャレンジ・バイ（京都府新商品・サービス販売促進支援制度）	京都府内中小企業様の優れた新商品・新サービスを認定・公表・PRし、販売促進を強力的に支援。 ※新型コロナウイルス感染症対策関連も数多く認定。	京都府ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/charenjibai.html
⑤京都商談ナビ	京都府内中小企業の情報発信と海外/全国の企業・大学・研究機関・行政等を結びつけるビジネスマッチングサイト	京都商談ナビサイト https://kyobusi.kyoto/

【問い合わせ先】

- ①②③京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL：075-414-5103
- ④京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL：075-414-4853
- ⑤公益財団法人京都産業21 TEL：075-315-8590

名 称	概要	参照
京都府ジョブパークオンラインセンター	WITH コロナに対応した WEB 研修環境を提供し、企業の従業員に対する教育訓練の機会、企業の人材育成や定着の取組をサポート。	企業研修向けの動画配信 京都ジョブパークオンラインセミナー HP : https://kjp-skillup.jp/ TEL : 075-585-3301

【相談先】 京都府商工労働観光部雇用推進室 TEL : 075-682-8918

名 称	概要	交付方法
ガイドライン推進宣言事業所ステッカー	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けたガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取り組む事業者の「見える化」を図るため、感染拡大防止に取り組む事業者に「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」を交付 詳細は京都会議 HP へ https://www.kyotokaigi.com 【問い合わせ先】 京都府産業労働総務課 TEL : 075-414-5493 京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター TEL : 075-414-5907	各事業者がガイドラインに基づいて感染症拡大防止に取り組むことを自ら宣言・実施 ⇒以下のいずれかの方法によりステッカーを入手 ①円形シール(直径 113mm) : 経済団体等の窓口へ申込書を提出 提出先…商工会議所・商工会(1ページ参照)、(一社)京都経営者協会、(一社)京都経済同友会、(公社)京都工業会、京都府中小企業団体中央会、(公社)京都府観光連盟、(公社)京都市観光協会 ① PDF データ : 京都会議 HP から申込 (https://www.kyotokaigi.com)

(参考) 税金や公共料金等の支払猶予・減免等について

種 別	URL
市 税	https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000268984.html
府 税	http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/tokureiyuuyo.html
国 税	https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm
水 道	https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000269601.html
電話等	https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html
電気・ガス	https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/

8 その他(個人向け支援制度)

名 称	概要	助成内容
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請より、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を給付</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</p> <p>【相談先】</p> <p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター</p> <p>TEL : 0120-221-276 (月~金8:30~20:00/ 土日祝8:30~17:15)</p>	<p>休業前賃金の最大8割</p> <p>① 令和2年4月1日~令和3年4月末まで (日額上限 11,000 円)</p> <p>② 令和3年5月~11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則的な措置 (日額上限 9,900 円) ・地域特例 (日額上限 11,000 円)

名 称	貸付対象者	貸付上限額
生活福祉資金 (特例緊急小口資金) ※令和3年11月末まで	<p>【主に休業された方】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。</p> <p>https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html</p>	<p>学校等の休業、個人事業主等の特例 20 万円以内</p> <p>その他の場合 10 万円以内</p>
生活福祉資金 (特例総合支援資金) ※令和3年11月末まで	<p>【主に失業された方】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>※詳細は下記 HP をご確認ください。</p> <p>https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html</p>	<p>(二人以上) 月 20 万円以内</p> <p>(単 身) 月 15 万円以内</p> <p>貸付期間 : 原則 3 箇月以内</p>

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

【相談先】

- 京都市社会福祉協議会 (新型コロナウイルスにかかる貸付・給付総合窓口 075-354-8748)
- 厚生労働省 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター TEL : 0120-46-1999
- 近畿労働金庫お客様センター TEL : 0120-191-968 ※緊急小口資金の申請書取り寄せ専用ダイヤル